

令和２年度 第６回丹波市介護保険事業運営協議会 会議録

日時	令和３年２月２５日（木） 午後２時～
場所	丹波市役所第２庁舎 ２階ホール
参加者	田口委員長、細見副委員長、福井委員、田中委員、澤村委員、荒樋委員、馬場委員、小松委員、足立委員、木寺委員、吉見委員、斉藤委員 (欠席：逢坂委員、大森委員、小山委員、南野委員)
会議内容	- 開会 - あいさつ - 報告事項 (１) 介護保険サービス事業所の更新申請について・・・・・・・・・・ 資料 No. 1 - 協議事項 (１) 丹波市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画について・・ 資料 No. 2 (２) 介護保険関係条例の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 No. 3 (３) 丹波市の地域課題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 No. 4 - その他 (１) 令和３年度第１回運営協議会開催について - 閉会

１．開会

【事務局】

(資料の確認)

それでは、令和２年度第６回丹波市介護保険事業運営協議会の御案内をさせていただきましたところ、委員の皆様には御多用にも関わりませず出席いただきましてまことにありがとうございます。

(出席の確認→会議の成立)

２．あいさつ

【事務局】

まず初めに丹波市介護保険運営協議会、田口会長より一言御挨拶をいただきます。

【会長】

三寒四温といいますが、今日あたりは春の兆しが見えてきまして、陽気な気持ちになりたいところですがコロナ禍が収束しないということで、何かいつもの春とは違うというような、もやもやした気持ちも残っておるところでございます。

さて、今日は大詰めのご報告をさせていただいて、ご意見をお聞きしたいと思っております。

どうか忌憚のないご意見を出していただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶をさせていただきます。

【事務局】

続きまして、理事の井上より一言御挨拶を申し上げます

【理事】

今日は3点ばかり協議事項を用意しております。重要な議題ばかりですので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは以後の議事の進行につきましては、会長にお世話になりたいと存じます。

3. 報告事項

（１）介護保険サービス事業所の更新申請について

【会長】

それでは、報告事項（１）介護保険サービス事業所の更新申請について、事務局お願いいたします。

【事務局】

（資料１の説明）

【会長】

報告事項ではありますが、ご質問等ございませんか。

ないようですので、４の協議事項に入らせていただきます。

4. 協議事項

（１）丹波市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画について

【会長】

（１）丹波市高齢者保健福祉計画第８期介護保険事業計画について説明をお願いいたします。

【事務局】

（資料２の説明）

【会長】

今まで協議をいただいた部分につきましてまとめていただいておりますが、何かお気づきの点ございませんか。

ご意見等ないようですので、この件につきましては終わらせていただきます。これでまとめていただくということで御了承願いたいと思います。

（２）介護保険関係条例の改正について

【会長】

それでは（２）介護保険関係条例の改正について、事務局お願いいたします。

【事務局】

（資料３の説明）

【会長】

説明をいただきましたけれども、皆さんご質問等ございましたら。

【委員】

こうして条例改正がされるというのは、それなりに実際の実態を反映していると思うのです。そうした点で、今説明をされた中身をどのようにやっていくか、どういう対策を取るのかということを考えます。

例えば、人材確保について、全国的にもいろいろ言われています。その冒頭にパワハラとかセクハラなどの対策の強化が言われ、防止するための必要な措置を講ずることを義務づけるとなっています。実際どういうことが起こっているのかというのがよく分かりません。確かに介護現場の深刻な事態というのは、特に感染症が広がっていく過程でも、いろんな報道があります。丹波市内で具体的な例や件数から、こういう問題に対する対応が必要なので条例改正を提起しているのだという、根拠がよく分からないので、分かれば、そんな報告をきちっとしてもらえればと思います。

それから、例えば今コロナの感染の状況、丹波では、いわゆる保健所管内ということで数字が出されたりしますが、丹波市の場合にどうなっているのか。例えば高齢者の感染状況がどうかというようなことを、直接掌握する立場ではないかも知れませんが、この機会に、特に後期高齢者などがどんな状況にあるのか。いわゆる検査の結果、療養や入院を強制されたりしていると思うのですが、回復した人もあると思いますが、今どうなっているのかというのが、分かれば報告したいと思います。

【事務局】

まずハラスメントの状況ですけれども、今回条例改正をしていくことにつきましては、国が省令を変えますので、考えられることとしましては、国全体的にこういった案件が挙がっているということです。挙がっていなかったとしても、こういったことを防止する必要があるということがあります。これに基づいて丹波市も同じように、条例改正を行います。

【事務局】

虐待通報等の件数ですけれども、平成30年が27件であったのが、令和元年度には44件という形で通報、相談等は増えてきております。施設虐待等につきましても、令和元年度の通報が4件のうち認定が2件というような形で、実際の介護事業所の現場でも虐待等の事案が発生しています。それに対する取組といたしましては、本年度はコロナ禍により予定どおりには進んでいませんが、通所介護のサービス事業所向けに虐待研修を行ったり、民生委員を対象に虐待の研修を行ったり、市内の圏域を回って研修を行っている状況です。

【事務局】

コロナの発表単位は保健所単位でしか県はしないということになっています。

それはなぜかと言うと、個人情報が非常にあって、まず本人に確認した上で、当該市単位で発表してもよければ保健所単位を基本に、また一部の人は市単位で発表しています。

丹波圏域の場合はほとんど保健所管内の発表になっていますが、大体2週間したら回復していきます。昨年の11月ぐらいから、月末に本人に市名を発表していいかという了承をとり、最近の新聞発表では月末に前月の末までの市単位での人数が発表されている状況になっています。

丹波市のコロナの感染状況ですけれども、このお正月あたりは1日当たり平均2人ずつぐらい丹波圏域で出ていましたが、緊急事態宣言が出てからは最近のところ2週間ぐらいはゼロが続いている状況になっています。また、心配されていました集団での発生は丹波圏域では幸いにして発症していないということで、医療機関の方、また施設の方等、頑張っているのだと理解しているところです。

【会長】

よろしいですか。ないようですので、この件につきましてもご理解をいただいたものと決めます。

（３）丹波市の地域課題について

【会長】

それでは続きまして（３）丹波市の地域課題について事務局お願いいたします。

【事務局】

（資料４の説明）

【会長】

この件につきまして、それぞれのお立場でご意見等あるかと思います。どうぞ何なりとご質問、またご意見出していただいたらと思います。

【委員】

丹波市地域ケア会議のデザイン図のところの、一番下のところに地域の後にかっこ書きで、住民、民生委員、自治会、老人クラブ、地域支えあい推進委員と記載されていますが、これはどういう意味ですか。地域とはこういう方ですという意味ですか。

【事務局】

各圏域で行う個別地域ケア会議ですけども、単なるサービス事業所とかケアマネだけが集まるのではなく、地域の、例えばつながりのある老人クラブの方や、民生委員の方に入っていただくことが必要ではないかということで、そういう方々も構成メンバーになるという意味で書かせていただいております。

【委員】

その下に記載されてる徘徊から生活のしづらさと書いてあるのですが、これはどういう意味ですか。

【事務局】

これは個別地域ケア会議で取り上げていく課題です。例えば、徘徊されるということであれば、なぜ徘徊するのかとかいうようなことを地域の方と一緒に考えたり見守りの体制を構築したり、また生活困窮に関しても、社会福祉士などいろんな機関が入って検討していくということで、検討する課題とご理解をいただけたらと思います。

【会長】

よろしいですか。ほかにございませんか。

特段のご質問等、ご意見等ないようですので、この件につきましても協議をしたということでご理解をいただきたいと思います。

5. その他

（１）令和３年度第１回運営協議会開催について

【会長】

それでは、その他（１）について事務局、説明をお願いします。

【事務局】

（令和３年度第１回運営協議会の開催予定についての説明）

また、本日ご確認をいただきました計画書本編と概要版につきましては、これから印刷をさせていただきます、でき次第委員の皆様には郵送で送らせていただきたいと思いますと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【会長】

全般につきまして何かご意見等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。